

福知山市の住所表記の変更に関するガイドライン 概要

住所表記の現状

- 複数の住所表記について（例：字天田の駅前町地内）
適切な郵便番号：620-0045 ※「駅前町」を意味する
正式な住所：福知山市字天田101番地



複数表記で混乱



字天田の一部（赤色）。中には駅前町のほか多数の町名が存在する。

他の表記の事例：〒620-0045 福知山市駅前町101番地
〒620-0000 福知山市字天田101番地
〒620-0000 福知山市字天田駅前町101番地 など

- 主な困りごと（令和5年度市民ニーズ調査より）

ウェブサイトで字名が入力できない
郵便番号検索結果の表記が正しい住所と思われる
本人確認が必要な手続きや荷物の受け取りができなかった
自治会名を入れないと配送物の誤配がある

複数の住所表記により社会生活上の支障が生じている

住所表記の方針

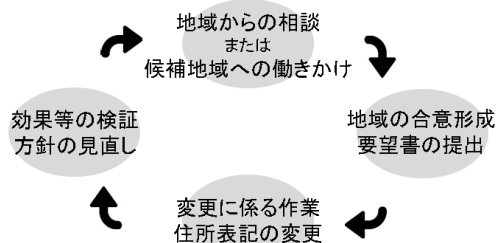
- ガイドラインの目的は、住所表記の変更によって、社会生活上の支障となっている複数の住所表記を解消することです。

【変更イメージ】

正式な住所：福知山市字天田101番地 → 福知山市駅前町101番地

- 市街地を対象に、地域からの要望に基づいて住所表記の変更を検討します。
- 一方で、候補地域においては、市において説明会の開催等で変更の検討に向けた取り組みに着手します。
- 地域の合意形成等を踏まえて、要望に基づいた変更を実施します。

【住所変更の事務の流れ】



策定の経過

市議会では、昭和49年に住所表記と生活実態が合わないことなどを理由に住居表示の実施について提出された請願が採択されました。その後も、市議会では住所表記に関する質問が続けられるなど、長年議論を続けてきた経過があります。

本市では、土地区画整理事業等により、複数の住所表記を解消してきた地域もありますが、全市的な対応は、財政負担や市民ニーズなどを理由に実施を見送ってきました。令和5年度には、学識経験者等で構成する「福知山市住所等に関する検討会」を開催し、市民ニーズ調査等を実施しながら住所表記の方針の検討を行い、本ガイドラインの策定に至りました。

手続きの流れ

※開発事業者からの要望は別途要件を設定



事前協議

要望者へ手続き等を説明し、市と情報共有します。
変更区域は原則、市街地とします。



説明会・要望

関係人を対象に市が説明会を開催します。要望には関係人の3/4以上の同意、自治会の合意が必要です。



要望書の確認

要望書の提出を受けて、市が内容を確認します。
関係人及び不動産所有者へ意向調査を実施します。



意見聴取・決定

市が法務局等の関係機関に意見を聴取します。
実施の決定は、要望者の合意がある場合とします。



議会の議決

議案は議会に提出し、可決されると成立します。
議決後に告示し、概ね1か月後に変更を施行します。

住所変更に伴う主な負担



関係人や不動産所有者

・住所変更手続き（免許、登記等）



福知山市

・システム改修費の財政負担等

【住所と郵便番号について】

字天田や字堀などの広域な字名の地域では、複数の住所表記が使用される状況があります。本市における住所と郵便番号の関係性について、市HPで解説しています。詳細はこちら

